

2010年2月12日

特別目的会社専門委員会の今後の進め方（連結範囲）について

1. 概要

- 連結範囲については、2009年2月に論点整理を公表した後、2009年9月に公表したプロジェクト計画表において、IASBが2009年第4四半期に最終基準化する予定であったことを踏まえ、2010年第1四半期に公開草案を公表する予定としていた。

特別目的会社専門委員会では、その予定に基づき、特別目的会社（SPE）の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三」（以下「SPEの取扱い」）を仮に削除した場合の具体的なフローについて、検討を進めているところであった。

- その後、以下のとおり、IASBは連結範囲の改正の最終基準化を2010年第3四半期へ延期することとしている。

IASBとFASBにおける今後の検討スケジュール(2009年11月5日付MoUへのコミットメントの再確認より)

連結に関するマイルストーン（目標）	
2010年第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ FASB（注）は連結に関する公開草案を公表する。 ・ IASBは、提案された最終基準のスタッフドラフトを提供し、また、FASBの提案に関する「情報提供の要請（Request for view）」を公表する。
2010年第3四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ IASBとFASBは、あらゆる種類の企業をカバーする連結に関する最終かつコンバージされた基準の公表を目指す。

（注）IASB/FASBの1月のAgenda paperでは、今後、スタッフは、FASBの公開草案の範囲（すべての会社を対象にするかどうか）について、Agenda paperを準備する予定であるとされている。

- 上記のとおり、IASBの最終基準化は、当初予定より3四半期分遅れており、内容の複雑さを考えるとさらに遅れる可能性もあると考えられる。その場合、我が国の対応、特にSPEに関する財務報告の改善が相当程度遅くなることも想定される。

上記を踏まえ、SPEの連結に関して、別途、短期的な対応を図るべきかどうかが進め方の検討点となっている。

2. 特別目的会社専門委員会での審議

- 2010年1月22日に開催された、特別目的専門委員会では、仮に短期的に対応することとした場合の案として、以下の案を提示し、議論を行った。

[案1] プロジェクトをステップ1とステップ2に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPEの取扱い」を削除する。

(考え方)

- ✓ 「SPEの取扱い」については、かねてからのコンバージェンス上の課題となっており、早期に解決を図る必要があると考えられる。
- ✓ 米国においても適格SPEが2009年6月にSFAS166により廃止されている。
- ✓ 適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」により、各社でのSPEの連結範囲の判断は基本的にはなされていると考えられる。

[案2] プロジェクトをステップ1とステップ2に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPEの取扱い」を一部改正する。具体的には、「SPEの取扱い」の要件(①②)に加え、③の要件を追加する。

- ① SPEが、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該SPEが発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。
- ② 当該SPEの事業がその目的に従って適切に遂行されている。
- ③ 当該SPEが発行する証券を企業が所有していないこと。

(考え方)

- ✓ ①の要件で「SPEが発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。」と定められている一方で、「SPEの取扱い」設定後の取引の変化により、現状では、SPEの発行する劣後証券を保有する例が多く見られ、当初の趣旨が変容しているとの指摘がある。
- ✓ 上記の改正を行うことにより、抜本的な見直しに先立ち、相当程度の財務報告の改善が図られることになる。

- これに対する各専門委員からのコメントは主に以下のとおりであった。
 - 過去にSPEの開示を当面の対応として実施し、国際的な会計基準とのコンバージェンスのため、連結範囲の会計基準を定めていく議論を進めてきたはずであり、過去に散々議論してきたという経緯からすると、両案ともに反対である。IFRSの日本における採用を議論している中で、国際的なものと別の対応を図ることは、基準の安定性を

損ない現場の混乱が生じる。

- 特定のファンドについて FAS167 の適用を延期するという FASB の議論、Skin in the Game の議論（運用会社自身が持分を持っていた方がよいのではないかといった議論）を見ると海外も揺れ動いており、動向を見極めて慎重に検討すべきである。
- [案 1]では、現行でも適用指針第 15 号により SPE は開示されており、「SPE の取扱い」を削除しても負担は少ないとあるが、適用指針では連結の範囲を定めるものではないとされている。依然として連結の範囲の解釈ははっきりしないのが実務での実態であり、負担が少ないとは限らない。
- [案 2]で追加された要件については、「証券」の範囲や、出資者と証券との関係についても詰めていかないと、実務上機能しないだろう。
- 「SPE の取扱い」の対象には、現行ルールではグレーであるが、少し改正すると黒になるというものと、単にアレンジャーに過ぎないケースなので本来、対象にすべきではないものが混在しており、その切り分けが必要である。このまま現行実務が続くということは望ましくない。
- 資産流動化型 SPC で、5%ルールに照らして流動化している場合や、開発型 SPC にて自分が開発している場合はどうなるのか。後者についての問題点は認識している（開発型について見直すべき点があるという共通認識があることは確認された。）。

3. 今後の進め方について

- 上記のとおり、SPE に関する財務報告の改善の総論的な必要性は認識されているものの、一方で、包括的な対応とは別の短期的な対応を図ることについては、反対の意見が聞かれている状況である。

専門委員会では、[案 1]の「SPE の取扱い」を削除することについては反対意見が多い状況であったが、一方で、不動産のいわゆる開発型の SPE については、見直すべき点があるという共通認識がある。これらの認識及び「SPE の取扱い」は当初、保有する資産を譲渡するタイプの取引を想定して作成された経緯を踏まえると、「SPE の取扱い」を資産譲渡タイプの取引に限定する[案 3]が考えられる。

[案 3] プロジェクトをステップ 1 とステップ 2 に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPE の取扱い」を一部改正する。具体的には、「SPE の取扱い」の要件 (① ②) に加えて、③を追加する。

- ① SPE が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。
- ② 当該 SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されている。

- ③ 資産の譲渡者にのみ適用を認める（出資者には認めない。）

（考え方）

- ✓ 「SPEの取扱い」は、当初、保有する資産を譲渡するタイプを想定して設けられている¹。
 - ✓ 資産譲渡タイプの取引については、「認識の中止」の論点と合わせて検討すべきであるという指摘にも沿うものである（第185回企業会計基準委員会（2009年9月17日開催）審議資料(2)－2参照）
 - ✓ 「SPEの取扱い」設定後の取引の変化により、開発型のSPEが多く見られ、幅のある解釈が行われているとの指摘がある。
 - ✓ 上記の改正を行うことにより、抜本的な見直しに先立ち、一定の財務報告の改善が図られることになる。
- このような状況の中、短期的な対応の要否についてどのように考えるか。また、仮に短期的に対応することとした場合、[案1]、[案2]、[案3]のいずれの案を基礎に進めるのが適切であるか。

以 上

¹ 「SPEの取扱い」設定当時の大蔵省の担当官の解説記事では、「資産の流動化を目的として一定の要件の下で設立された特別目的会社の子会社に該当し連結対象とされた場合には、資産を譲渡した会社にとって、個別財務諸表上オフバランスとされた取引が連結財務諸表上オンバランスされることになり、不合理であると考えられる点にも配慮されたものである。」とされており、また、「これは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券（ABS）の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利・配当等の支払を行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当と考えられることによるものである。」とされている。（JICPA ジャーナル第11巻第3号）

（参考資料１）特別目的会社の取扱いの検討に関するこれまでの状況

時期	特別目的会社の取扱いに関して公表された会計基準等
H9年6月 H10年10月	企業会計審議会 ・連結財務諸表制度の見直しに関する意見書 ・連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い
H12年1月 H12年7月 H13年5月	日本公認会計士協会 ・連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A ・特別目的会社を利用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針、Q&A
H17年9月	日本公認会計士協会 ・特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言 ・特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A
H18年2月	企業会計基準委員会 ・テーマ協議会からの提言によるテーマアップ
H18年9月	・「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の公表 ・「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表
H19年3月	・「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針」の公表
H19年8月	・「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表
H20年5月	・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の公表（VC対応）
H21年2月	・「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の公表
H21年3月	・IASBの公開草案「連結財務諸表」（ED10）に対するコメントを提出
H21年11月	・IASBの公開草案「認識の中止」に対するコメントを提出

（参考資料2）**特別目的会社の連結に関する検討について****I. テーマ協議会からの提言－＜参考1＞参照**

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

このうち、「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」については、中長期間を要するものとして示されているが、以下を含む特別目的会社の連結に関する事項は、短期的なテーマとして提言されている。（JICPAの提言書については、＜参考2＞参照）

- ① 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ② 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法（会社以外の事業体（組合²など）に対する実質支配力基準の具体的な適用方法など）
- ③ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

II. 今後の対応(案)

今後の対応としては、テーマ協議会からの提言にあるように、2段階（短期的な対応と中長期間な対応）で進めてはどうか³。

- (1) テーマ協議会においては、上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めたものとされていること
- (2) 一方で、テーマ協議会でも JICPA の提言書でも、「根本的な考え方」については、相応の時間がかかるものと認識されていること

また、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）としては、以下の点を考慮して進めていくことが適当と考えられるかどうか。

- (1) 現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになる。
- (2) 子会社に該当しないものと推定する特別目的会社につき、実務上の取扱いが統一されていないため明確化すべきという意見もあるが、そのためには、中長期的な対応が必要と考えられる「根本的な考え方」を整理しなければならない可能性がある⁴。
- (3) JICPA の提言書でもテーマ協議会での意見でも、特別目的会社に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できるという見方がある。

具体的な検討方法としては、「特別目的会社専門委員会」を設置し、速やかに検討を開始する。

² 例えば、これは、投資事業組合やベンチャー・キャピタルとして利用されている。

³ さらに、この方法は、中長期間な対応（連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」についての根本的な考え方の整理）を独自に行うのではなく、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）を図るための議論の際、念頭に置きながら進めていくものであり、一層効果的な検討も期待できる。

⁴ 一方、連結対象となる子会社に含まれる会社以外の事業体（組合など）については、「根本的な考え方」が確立しており、これらについての実務を踏まえ、より具体的な取扱いを短期的に示すことが考えられる。会社以外の事業体に対する指摘については、＜参考3＞参照。

＜参考１＞ 第 10 回テーマ協議会提言書（平成 17 年 12 月 20 日 第 95 回企業会計基準委員会資料から）

1. 提言するテーマ

特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備（特に、下記 2(2)イ①「特別目的会社の連結に関する事項」については、実務に与える影響が大きいため、早急に検討をお願いしたい）。

2. 提言理由

（１）問題の所在

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

本テーマについては過去にも提案がされているが、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成 17 年 9 月 30 日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）に記載のとおりの問題が認識されたため、再度提案するものである。

（２）検討の範囲・緊急性

イ．短期的なテーマ（開発期間 1）

① 特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

② その他の事項（「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」及びその概要を示した「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備について(概要)」を参照）

ロ．中長期的なテーマ（開発期間 2）

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

（３）テーマ協議会委員の意見

上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めた。

一方で、特別目的会社等に関する事項を検討することには異論ないものの、①短期的なテーマとしている事項を検討するにしても、現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになるため、中長期的なテーマとしている「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」を早急に整理しなければ混乱が生じる可能性がある、②したがって、直ちに会計基準等の開発に着手するのではなく、まず特別目的会社等に関する実態分析を行い、その結果を踏まえて会計基準等の検討に入るのが現実的ではないかとの意見があった。

また、中長期的なテーマとしている根本的な考え方の議論の前に、より早く解決できる選択肢として、特別目的会社等に関するディスクロージャーについて検討してはどうかとの指摘もあった。

＜参考 2＞「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」
（平成 17 年 9 月 30 日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）から

短期的なテーマとして提言されている項目の概要

(1) 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い

近年、不動産の流動化による譲渡型の特別目的会社（流動化に際し、自己の所有する資産を特別目的会社に譲渡するタイプ）に加え、以下のような開発型の特別目的会社（当初から特別目的会社が物件の開発行為を行うタイプ）が非常に増加している⁵。

マンション等の建築のスキーム（例：特別目的会社がマンションを開発し完成後に第三者への譲渡が行われるタイプ）

小売店舗・商業施設開発のスキーム（例：特別目的会社が小売店舗・商業施設を建築し完成後に特定の企業に賃貸されるタイプ）

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」⁶では、特別目的会社が特定の資産を譲り受けるタイプのスキームを想定されていると思われるが、上記のような開発型の特別目的会社への特則の適用は必ずしも明らかではなく、現状では、これらを連結するかどうかは、財務諸表の作成者や監査人において個々に判断し、また、同じスキームであっても、会計処理や開示が大きく異なっている。

JICPA提言書では、スキームによっては連結に関する特別目的会社の取扱いの趣旨を逸脱し実態から乖離するのではないかという懸念があるが、監査人による実質判断や監査の深度により対応することは、困難な状況となっているため、これらの問題に対する会計処理の取扱いを早急に検討し、実態を適切に反映する会計基準等を整備することが喫緊の課題であるとされている。

1 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的方法の明確化

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」では、子会社及び関連会社の範囲に、

⁵ 「不動産の証券化実態調査」（平成 17 年 6 月 10 日 国土交通省）では、「開発中の物件を証券化・流動化することで調達した資金を当該物件の開発事業そのものに充当する、いわゆる開発型の証券化については、平成 13 年度は 44 件、2,900 億円、平成 14 年度は 76 件、4,000 億円、平成 15 年度は 84 件、5,500 億円、平成 16 年度は 123 件、5,800 億円と着実に増加している。」とされている。

⁶ 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（平成 10 年 10 月 30 日 企業会計審議会）の「三 特別目的会社の取扱い」では、特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときに、当該特別目的会社に対する出資者及び資産譲渡者（出資者等）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしている。

会社のほか、組合その他これらに準ずる事業体が含まれるとしている。資産の流動化取引においては、従来から匿名組合、任意組合などの他、近年では中間法人を利用するスキームもみられ、会社に準ずる事業体の利用がさらに多様化している。

しかし、これらの会社に準ずる事業体について、実質支配力基準により連結の要否を判定する上では、現状ではその範囲や具体的な方法が必ずしも明らかではなく、作成者や監査人によって異なる取扱いがなされている。このため、JICPA提言書では、形態別にどのような場合に連結に含められるか、連結に含められる場合にはどのように連結されるかについて早期に明確にすることが望まれるとされている。

２ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」では、一定の特別目的会社については、その出資者及び資産譲渡者の子会社に該当しないものと推定するとしており、特別目的会社の関係者が影響力基準を満たす場合は、特別目的会社であっても関連会社となるが、実務上、関連会社と判定することの解釈は定着しておらず、作成者及び監査人によって、異なる取扱いがなされている⁷。また、関連会社とされた場合の連結上の取扱いについても、解釈が分かれているとされている⁸。このため、JICPA提言書では、これらの特別目的会社への影響力基準の適用に関する問題について、具体的な取扱いが会計基準等で早期に明確化されることが望まれるとされている。

中期的な検討課題について

資産流動化法の改正や中間法人法の施行など、法制度の変化も踏まえ、これらに対応していくためには、連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」の趣旨（譲渡型の特別目的会社については、なぜ実質支配力基準を適用しないのか）を明確化する必要がある。この際、会計基準等設定以後の状況の変化により、現行基準上の運用上、様々な問題が生じているため、現状の基準の趣旨の明確化を図る上では、現状の基準

⁷ JICPAの提言書では、例えば、相当額の組合出資がある場合には関連会社としている例などが見受けられる一方、相当額の組合出資があっても関連会社としていない例も見受けられるとされている。

⁸ JICPAの提言書では、以下が示されている。

- ① 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」第11項では、「売手側である投資会社に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資会社の持分相当額（連結子会社の関連会社に売却した場合には、当該連結子会社の持分相当額）を消去するが、状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合には全額消去する。」とされている。ここで、特別目的会社を関連会社とする場合で、全額消去するとされている「状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合」とは、どのような場合かの解釈が統一されていない。
- ② 組合出資により特別目的会社を関連会社とする場合で、特別目的会社の設備建設に係る請負利益などが生じる場合の利益の計上割合についても、解釈が統一されていない。

の精緻化を図るべきなのか、根本的な問題を見直すべきなのか（状況の変化に対応してそもそも特別目的会社とはどう定義すべきか、特別目的会社のような性格を持つ事業体はどのような基準で連結すべきか）という視点が必要と思われる。

しかし、どのような場合に、どのような特別目的会社を連結すべきかという問題については、国際的にも議論が収束していない段階でもあり、今後の検討課題と考えられるため、JICPA提言書では、中期的な検討課題としている。

特別目的会社に関する開示

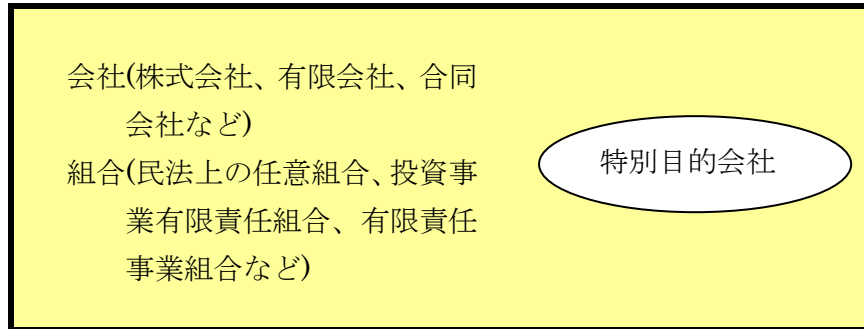
現状の会計基準等では、特別目的会社と一定の関係を有している場合における開示については、明示的には取り扱われておらず、原則的に、偶発債務、関連当事者、担保資産などに該当する場合にのみ注記がなされている（追加情報として一定の注記がなされている例も見受けられる。）。

近年では、特別目的会社との取引が事業上重要なものとなっていることが多くなっていくことを踏まえ、JICPA提言書では、適切な情報開示の観点から、特別目的会社を連結しない場合でも、特別目的会社との取引が事業上重要である場合には、特別目的会社の概要、特別目的会社との取引の概要など、包括的な開示の規定が定められることが望まれるとしている。

<参考3>

連結の範囲について

連結対象＝会社、組合その他これらに準ずる事業体



1. 特別目的会社

(現状) 事業内容が限定されている「特別目的会社」については、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。

(問題点) 近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する判断が難しくなっているといわれている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に当該会計処理を検討する必要があるというテーマ協議会からの指摘を受けている。(＜参考1＞＜参考2＞参照)

2. 会社、組合その他これらに準ずる事業体

(現状) 連結対象となる子会社の範囲に含まれる⁹。

(問題点) 実質支配力基準の具体的な指針について、株式会社を中心に考え方が示されている。このため、実務上、会社以外の事業体に対する具体的な指針等をより明らかにすべきという指摘がある。

⁹ 「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関（意思決定機関））を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいうとされている。